

# いわき市農業委員会第35回農地部会議事録

## 1 開催日時

平成30年5月18日（金）13時30分から14時30分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（20人）

### (1) いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘	14番	佐川 良平
3番	大竹 公治			15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

### (2) 事務局（6人）

鈴木 一徳 事務局次長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

府川 将人 農地調整係 主査

金成 聡司 農地調整係 主査

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

## 4 欠席者（1人）

10番 青木 泰榮

## 5 会議の概要

農地部会長 (以下、議長)	<p>それでは、只今から第35回農地部会を開催いたします。</p> <p>本日の通告欠席者は、10番 青木泰榮委員の1名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、指名いたします。</p> <p>15番 草野久仁昭委員、1番 鈴木克巳委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前月開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。</p>
林係長	<p>取下げ、訂正、追案等について説明いたします。</p> <p>「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が1件、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において取下げ及び訂正がそれぞれ1件、ございます。</p> <p>詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。</p> <p>外、取下げ、訂正、追案等はありません。</p> <p>又、農政振興部会については、前月は開催実績がございませんので報告についても、ございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出てください。</p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。</p>

林係長	<p>(議案書朗読)</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明いたします。</p>
金成主査	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>説明に入る前に訂正が1件ございます。番号4番の案件につきまして譲受人の住所が大久町大久とありますが、大久町小久の誤りですので訂正願います。</p> <p>それでは、議案書1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>1番、申請地、平、地目は畑、面積は1,077㎡でございます。</p> <p>権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。</p> <p>外4件、5番までは売買による所有権の移転でございます。</p> <p>続きまして、6番、申請地、平、地目は田、面積は1,020㎡でございます。</p> <p>権利移動事由は、7番との交換による所有権の移転でございます。</p> <p>続きまして、8番、申請地、四倉町、地目は田及び畑、面積は田15,230㎡、畑2,611㎡、合計で17,841㎡でございます。</p> <p>外2件、10番までは生前一括贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>続きまして、11番、申請地、四倉町、地目は田、面積は2,311㎡でございます。</p> <p>権利移動事由は、賃借権の設定でございます。</p> <p>今月の3条申請面積は、田41,634㎡、畑8,639㎡、合計50,273㎡です。</p> <p>番号1番から11番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。</p> <p>平2区お願いします。</p>
金成主査	<p>番号1番、2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>続いて、小名浜・常磐地区お願いします。</p>

14番佐川委員 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、四倉・久之浜・大久地区お願いします。

5番飯高委員 番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて、小川・川前地区お願いします。

13番草野委員 番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 続いて事務局お願いします。

金成主査 番号6番、7番、8番、9番、10番、11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。  
次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
府川主査	<p>議案書7ページをお開き願います。</p> <p>それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして説明いたします。</p> <p>配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>番号1番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は2,507㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>事業実施の確実性につきましては、申請人は、当該農地について、長年耕作を放棄しておりますが、この状態は好ましくないと考えています。また、周囲を太陽光発電設備と河川に囲まれている状態であることから、土地の手入れの一環として太陽光発電設備の設置を計画した案件であり事業実施は確実です。</p> <p>番号2番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,364㎡です。</p> <p>転用目的は資材置場です。</p> <p>事業実施の確実性につきましては、農作業用の資材等が増え、現在自宅敷地の資材置場では狭くなってきたことから農作業で使用する資材を保管するため資材置場へ転用する案件であり、事業実施は確実です。</p> <p>以上2件、面積は、田1,364㎡、畑2,507㎡、合計面積は3,871㎡です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。</p> <p>勿来地区、お願いいたします。</p>
11番小野委員	<p>番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>続いて、小川・川前地区、お願いいたします。</p>
13番草野委員	<p>番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題</p>

はありませんでした。

報告は以上です。

議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

5 番飯高委員 番号 2 番の事案についてですが、土地利用計画図を見ますと、木材や鋼材を設置するようですが、何の農作業に使用するのですか。

13 番草野委員 申請人は梨の栽培を行っており、梨棚を組むために使用します。

議 長 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任 議案書 9 ページをお開き願います。

説明に入る前に取下げが 1 件ございます。番号 1 番の案件につきまして、転用目的が「自己住宅敷地」であります。当該農地周辺には排水溝が無く、隣地を 1 筆またいだ位置にある既存排水溝へ排水管を接続するため、隣地地権者に同意を得て、隣地の一部を掘削し、排水管を埋設する計画を立てておりましたが、今般、隣地地権者より同意を撤回する申出がありました。

このことにより、当該農地南側に位置する市道に排水管を埋設するため、市道路管理課との協議が必要になり、その協議が完了して

いないことから、取下げ願いの提出が申請者よりあったものであります。

また、取下げに伴い、訂正が1件ございます。議案書10ページの農地面積の計が「田 8,456.24 m<sup>2</sup> 畑 8,035.70 m<sup>2</sup> 合計 16,491.94 m<sup>2</sup>」から「田 8,456.24 m<sup>2</sup> 畑 7,634.70 m<sup>2</sup> 合計 16,090.94 m<sup>2</sup>」へ変更となります。

それでは、農地法第5条第1項許可を説明いたします。

配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号2番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は300 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は、所有権の移転。転用目的は、自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、申請人が本家の農作業を手伝うため、本家の近くで住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は925.01 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は、賃借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、当該農地は、譲渡人が労働力不足、農業を行うために費やす時間及び費用の捻出が困難であるという理由から休耕田となっています。他に田を耕作する者もおらず、農業の後継者もいません。今後、田が荒廃して周囲の農地に迷惑をかけることが予想されることから、農地の荒廃化を防止するため、土地の有効活用を考えて太陽光発電設備を設置する案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は514 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は、売買による所有権の移転。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は、当該土地について、長年耕作を放棄しておりますが、この状態は好ましくないと考えています。また、周囲を太陽光発電設備と河川に囲まれている状態であることから、土地の手入れの一環として太陽光発電設備の設置を計画した案件であり事業実施は確実です。

番号5番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は446.7 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は使用貸借権の設定。転用目的は、農業用施設用地

です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在、農業体験の事業を行っており、農業体験者の利便性向上のため、耕作地の傍に農業体験に必要な作業機械、作業用具、肥料、苗木、及び収穫した農作物の一時保管場所として農業用倉庫を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は 920.23 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は賃借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は労働力不足、農業を行うために費やす時間・費用の捻出が困難であるという理由から、田を休耕田としております。他に田を耕作する者もおらず、農業の後継者もおりません。今後、田が荒廃して周囲の農地に迷惑をかけることが予想されることから、農地の荒廃化を防止するため、土地の有効活用を考えて太陽光発電設備を設置する案件であり、事業実施は確実です。

番号7番、申請地は大久町、登記地目は田、転用面積は 2,400 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は使用貸借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は埼玉県在住であり、遠方に農地があることにより農作業が困難であることから、申請地は休耕田となっております。申請地を借りて耕作する者を探しましたが、見つからず、後継者もおりません。そのため申請地の原野化を防止するため、太陽光発電パネルを設置する案件であり、事業実施は確実です。

番号8番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は 461 m<sup>2</sup>です。

権利移動事由は売買による所有権の移転。転用目的は、自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在3DKの間取りのアパートに居住していますが、子2人が成長してきたため、住宅ローンを組むことができる年齢のうちに申請地に自己住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号9番、申請地は小川町、登記地目は畑、面積は 2,176 m<sup>2</sup>です。

権利の移動事由は売買による所有権の移転。転用目的につきましては、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、東京電力(株)福島第一原子力発



電所の事故に伴う風評被害により、譲渡人は申請地の耕作を休耕している状態であり、申請地を借り受けて耕作する者も見つからないことから、申請地の管理に苦慮しておりました。そこで譲受人が行っている再生可能エネルギー発電事業の一環である太陽光発電設備を設置し、原野化防止を図る案件であることから、事業実施は確実です。

番号 10 番、申請地は小川町、登記地目は田、面積は 826 m<sup>2</sup>です。権利移動事由は賃借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害により、譲渡人は申請地の耕作を休耕している状態であり、申請地を借り受けて耕作する者も見つからないことから、申請地の管理に苦慮しておりました。そこで譲受人が行っている再生可能エネルギー発電事業の一環である太陽光発電設備を設置し、原野化防止を図る案件であることから、事業実施は確実です。

なお、番号番 11 番につきましては、常磐道 4 車線化事業の工事用道路構築及び作業ヤードでの一時転用、番号 12 番、13 番につきましては工事資材置き場、伐採樹木仮置き場での一時転用、番号 14 番につきましては、工事用仮設用地での一時転用、番号 15 番につきましては、常磐自動車道 4 車線化事業の工事用道路及び作業ヤード等での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上 14 件、面積は、田 8,456.24 m<sup>2</sup>、畑 7,634.70 m<sup>2</sup>、合計は 16,090.94 m<sup>2</sup>となります。説明は以上です。

- |         |  |
|---------|--|
| 議 長     | 只今、事務局より、議案第 3 号について説明がありました。ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。小名浜・常磐地区、お願いいたします。 |
| 14番佐川委員 | 番号 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。                        |
| 議 長     | 続いて、勿来地区、お願いいたします。   |
| 11番小野委員 | 番号 3、4 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。                      |

議 長 続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

5 番飯高委員 番号 5、6、7 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特  
段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長 続いて、小川・川前地区、お願いいたします。

13 番草野委員 番号 8、9、10 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特  
段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長 続いて、事務局、お願いいたします。

石島主任 番号 11、12、13、14、15 番の事案につきまして、現地を調査した  
結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、  
その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい  
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定によ  
る許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第 4 号 いわき市農用地利用集積計画について」事務  
局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書12ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第3号の内容について説明いたします。

第3号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は、平、勿来、四倉、三和。

借り手1名、貸し手12名、対象筆数、田40筆、畑3筆、面積、田36,987㎡、畑904㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第3号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年5月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平、現況地目、田、面積619㎡、外11件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第3号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長

只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いしま

す。

- 林係長 (議案書朗読)  
詳細につきましては、担当者が説明いたします。
- 西山主任 議案書18ページをお開き願います。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。  
番号1番、土地の所在は、四倉町外9筆、現況地目、田及び畑、面積、田7,597㎡、畑75㎡、外3件、詳細につきましては、記載のとおりです。  
なお、農用地利用配分計画(案)は平成29年度に公社から借り手への転貸が完了した案件ですが、借り手の変更があったため、改めていわき市より農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたものです。  
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。  
農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。  
説明は以上です。
- 議長 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。
- 4番長瀬委員 農用地利用配分計画(案)の番号4番について、借り手が法人ですが、代表者はどなたですか。
- 西山主任 市内の農業者です。
- 4番長瀬委員 借り手の欄に法人名だけの記載ですが、問題はないですか。
- 西山主任 記載欄の大きさの都合上、法人名のみ記載とさせていただきます。法令上の問題はありません。
- 13番草野委員 農用地利用配分計画(案)の番号4番について、借り手の現在耕

作面積が0㎡ですが誤りではないですか。

西山主任 今回の案件は、市内の農業者の方が新たに法人を立ち上げ、個人名義で借りていた農地を法人名義で借り直すものです。  
そのため、法人としての現在耕作面積は0㎡となります。

5番飯高委員 農地中間管理事業の借賃はどのように決まるのですか。契約の内容により、福島県農業振興公社の取り分が大きくなることは無いのですか。

西山主任 借賃の決定はあくまで農地の貸し手と借り手で決定するものなので、契約毎に借賃の差は発生します。  
ただし、地区の相場から大きく逸脱したものについては、市及び福島県農業振興公社により確認が行われます。

林係長 補足説明をいたします。  
借賃の決定はあくまで当事者間で行われ、基本的には福島県農業振興公社が立ち入るものではありません。  
また、福島県農業振興公社の手数料は借賃に対し定められた割合で発生するものであるため、福島県農業振興公社の取り分が大きく設定されるといった事はございません。

議長 そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。  
  
(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。  
次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)  
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の20ページをお開き願います。  
農地法第4条届出について、説明いたします。  
番号1番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は69㎡、転用目的は店舗駐車場敷地、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は平成30年4月25日、受理年月日は平成30年4月5日でございます。  
外6件ございました。  
転用面積は、田2,444㎡、畑4,935㎡、合計7,379㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。  
次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)  
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の23ページをお開き願います。  
農地法第5条届出について、説明いたします。  
番号1番、土地の所在地は佐糠町、登記地目は畑、面積は228㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年4月30日、受理年月日は平成30年4月5日でございます。  
外27件ございました。  
転用面積は、田8,622㎡、畑7,398.65㎡、合計16,020.65㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。  
次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
金成主査	議案書の30ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 1番、土地の所在地は好間町、現況地目は畑、面積は、9,486㎡でございます。 土地の引渡し時期は平成29年12月30日でございます。 外6件、田が197,531㎡、畑が13,691㎡、合計面積は211,222㎡でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	それでは、議案書の33ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明いたします。 4月中には2件の証明願があり、贈与税、及び相続税の納税猶予についての案件でありました。 面積は、田15,894㎡、畑3,372㎡、合計19,266㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。 以上につきまして、事務局長が専決処分しましたので、ご報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、皆様から、その他について何かございませんか。
13番草野委員	「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」番号4番の借り手に関して、法人の

代表者の年齢はわかりますか。

西山主任

代表者の年齢は把握していないため、確認の上、後日回答させていただきます。

議長

それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第35回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。